

令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び
原油価格・物価高騰対策予備費使用

〔令和5年3月28日〕
閣議決定

内閣府所管

地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費	1,200,000,000千円
農業水利施設の省エネルギー化推進対策事業に必要な経費	64,053

厚生労働省所管

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費	736,533,438
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費	155,084,359

農林水産省所管

輸入小麦価格高騰対策に必要な経費	31,062,260
飼料価格高騰対策に必要な経費	96,538,606
農業水利施設の省エネルギー化推進対策事業に必要な経費	3,131,925

国土交通省所管

農業水利施設の省エネルギー化推進
対策事業に必要な経費

204,950千円

計 2,222,619,591

(参考)

予備費予算額	9,860,000,000千円
前回までの使用累計額	4,858,863,669
今回使用額	2,222,619,591
差引残額	2,778,516,740

物価高克服に向けた追加策

1. エネルギー

(1) 国民・事業者の負担軽減策

- 電力の規制料金の改定申請について、国民生活への影響を最小限にするため、最新の燃料費・為替を反映した補正を事業者に求め、4月という日程ありきではなく、厳格かつ丁寧な審査を行う。また、再エネ賦課金については、市場価格の状況を反映した改定を行い、4月の電気代（5月請求分）から負担が軽減される見込み。

※エネルギー供給構造の強化を図るとともに、省エネ等需要サイドの構造転換を進め、GXを着実に推進する。

- 特別高圧契約向けの支援、LPガス利用者の負担を実際軽減するための支援等を講じる（3.（1）に再掲）。

(2) 中小企業による、物価高騰や賃上げへの対応支援

- 価格転嫁対策の強化、パートナーシップ構築宣言の拡大、資金繰り支援の継続、各種補助金等を活用した賃上げ支援等を推進する。

2. 食料品

(1) 酪農や養鶏など幅広い農業者の負担軽減を図る飼料価格高騰対策

① 配合飼料等の価格高騰対策

- 1-3月期については、10-12月期の緊急対策を拡大する。
- 4-6月期以降については、配合飼料価格の高止まりにより飼料コスト急増を適切に抑制するための新たな特例を基金制度内に創設する。

② 酪農対策

- 配合飼料に加え購入粗飼料の高騰や需要の減少等により特に収益性が悪化している酪農経営について、引き続き消費・輸出拡大等に取組みつつ、購入粗飼料等のコスト上昇に対する補填等を行う。

(2) 輸入小麦の政府売渡価格の激変緩和

- 次期（本年4-9月期）の輸入小麦の政府売渡価格について、ウクライナ情勢直後の急騰の影響を受けた期間を除く直近6ヶ月間の買付価格を反映した水準まで上昇幅を抑制（13.1% ⇒ 5.8%と半分以下に抑制）する激変緩和措置を講じる。

※その他、農業水利施設の省エネルギー化推進対策を令和5年9月まで実施する。

3. エネルギー・食料品価格高騰に対する地域の实情に応じた取組の支援・負担感が大きい低所得者層への支援

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額

- 交付金を積み増し、特別高圧契約向けの支援や、LPガス利用者への支援に加え、医療・介護・保育施設、学校施設、街路灯等の電気代等の負担増への支援、学校給食費負担軽減の取組への支援等、地域の实情に応じたきめ細やかな支援を一層強化する。
- 交付金を積み増すとともに、負担感が大きい低所得世帯の支援強化のため、新たに「低所得世帯支援枠」を創設する（住民税非課税世帯1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、支援の具体的内容は地域の事情に応じて決められる）。

(2) 低所得の子育て世帯への給付金

- 低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給する。
 - ・児童扶養手当を受給するひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯にはプッシュ型で支給。
 - ・直近で収入が減少した世帯等についても、申請に基づき可能な限り速やかに支給。

この他、引き続き、事業者支援等の対策を実施するとともに、日々変化する物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

○ 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)

- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
 ② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

4

推奨事業メニュー	
(生活者支援) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	(事業者支援) ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
 ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ.低所得世帯支援枠（5,000億円）

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
 - ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法（現物・現金）や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。
- （注）住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ.推奨事業メニュー（7,000億円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等（飲食店を含む）のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

○ 農業水利施設の省エネルギー化推進対策

【令和4年度コロナ等対策予備費 3,401百万円】

＜対策のポイント＞

維持管理費に占める電気料金等の割合が高い農業水利施設は、電気料金等の高騰による影響を大きく受けるため、**農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図ります。**

＜政策目標＞

省エネルギー化による農業水利施設の安定的な機能の発揮

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1 趣旨

エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すため、**省エネルギー化に取り組む施設管理者に対し、エネルギー価格高騰分の7割を支援**します。

2 支援対象施設

- ① 基幹水利施設管理事業又は水利施設管理強化事業の対象施設
- ② 維持管理に占める**電気料金及び諸油脂費の割合が25%以上**の施設管理者が管理する施設

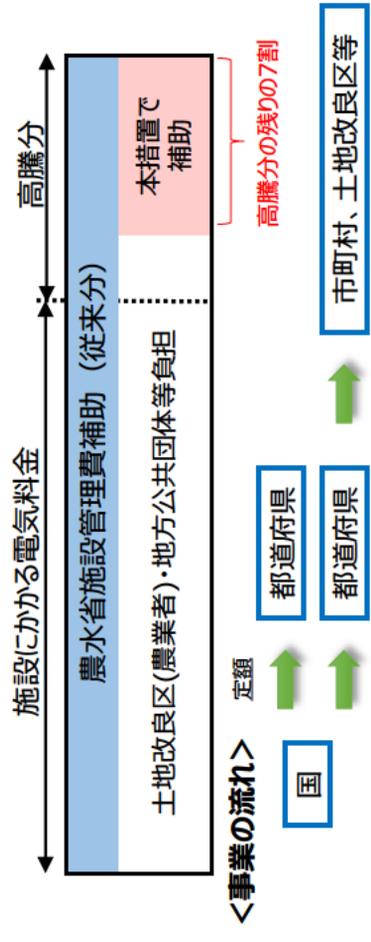
3 事業実施要件

- ・ 省エネルギー化推進計画の策定
- ・ 省エネルギー化・コスト削減の取組メニューの中から**原則2つ以上**を実施

4 補助率 定額

$$\text{交付額} = \text{エネルギー価格} * \text{高騰分} * 0.7$$

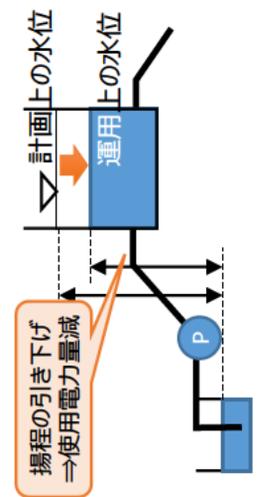
※ 電気料金及び諸油脂費



【省エネルギー化・コスト削減の取組メニューの例】

区分	省エネルギー化	コスト削減
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポンプの吸込/吐出水位の見直し ・ 大口径ポンプの優先使用 ・ 無効送水の削減 ・ 節水による送水量の削減等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力契約の適正化 ・ ポンプの同時運転台数の削減等
ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動機制御方式の見直し(インバータ制御の導入) ・ 高効率電動機への更新等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンデンサ設置による力率の改善等

ポンプ吐出し水位の見直し



高効率電動機への更新



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）） * 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付 ・ 児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・ 対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯） ・ 直近で収入が減収した世帯</p>
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律 5万円</p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10/10） ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1, 551億円（事業費1, 485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り速やかに支給（申請不要） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り速やかに支給（申請不要） ※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>

9兆0,653億円（令和2年度：一次・二次・三次補正、9月15日予備費計3兆8,701億円、令和3年度：一次補正、8月27日予備費計2兆1,133億円、令和4年度：二次補正、9月20日予備費、3兆0,820億円）

事業目的

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、引き続き、都道府県が地域の実情に応じて行う、重点医療機関等の病床確保や宿泊療養施設の確保、医療人材の確保などを支援し、医療提供体制等の強化等を図る

【実施主体】 都道府県（市区町村事業は間接補助） 【補助率】 国10/10

【事業内容】

- 病床確保、宿泊療養施設確保、自宅療養者健康管理
 - ・ 新型コロナウイルス患者を受け入れる病床の確保
 - ・ 重点医療機関の病床の確保
 - ・ 宿泊療養施設の確保、自宅療養者の健康管理フォローアップ
- その他の事業
 - ・ 受診・相談センターなど地方自治体における新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置
 - ・ 新型コロナウイルス患者の入院医療機関における医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
 - ・ 新型コロナウイルス患者の入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
 - ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、簡易診療室等の設備整備
 - ・ 地方衛生研究所、民間検査機関等におけるPCR検査機器等の整備
 - ・ 感染症対策に係る専門家の派遣、専門家等の下で現場での活動を行うための情報共有や意見交換等
 - ・ 重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備
 - ・ 新型コロナウイルス重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
 - ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
 - ・ 医師等が感染した場合の代替医師等の確保
 - ・ 患者搬送コメディケーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
 - ・ 新型コロナウイルス対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
 - ・ 疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の設備整備
 - ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
 - ・ 新型コロナウイルス患者受入医療機関等における宗教・文化対応等を含む外国人患者の受入れのための支援
 - ・ 新型コロナウイルス重症患者に対応する医療従事者の養成研修
 - ・ 時間外・休日のワークチン接種会場への医療従事者派遣事業
 - ・ 新型コロナウイルスワークチン接種体制支援事業